

志免町配食サービス事業業務委託仕様書

志免町（以下「発注者」という。）の志免町食の自立支援サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく配食サービス事業の実施にあたり、サービス提供者（以下「受注者」という。）が行う業務について、下記のとおり仕様を定める。

1 業務名

志免町配食サービス事業委託業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

志免町全域

4 業務内容

（1） 調理業務

- ①食事の献立調理にあたり、調理場所及び調理従事者の健康衛生面に注意し、食中毒等の予防を常に心がけること。
- ②管理栄養士または栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- ③献立の作成及び調理にあたっては、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を参考すること。
- ④糖尿病食、腎臓病食などの特別食については、可能な限り対応するものとする。
- ⑤受注者の配食に瑕疵が認められる時は、受注者の責任において処理をすること。

（2） 配達業務

- ①弁当の受け渡しは原則として手渡しで行うものとする。ただし、利用者の要望に応じて柔軟な対応を行うこと。また、配達時には利用者とコミュニケーションを取り、体調を聞き、必要な配慮を行うこと。
- ②利用者都合により手渡しができない場合は、必ず自宅に電話し安否確認する。それでも連絡が取れない場合は、緊急連絡先を経由して役場に連絡を入れること。
- ③健康等の異常を発見した場合は、関係機関への連絡等を速やかに行うこと。その際の対応や経過等については記録し保管しておくこと。
- ④容器回収時には必ず摂食状況の確認をすること。
- ⑤配達時間は、昼食については概ね10時から12時まで、夕食については概ね13時から18時までとする。

⑥安否確認の実施の有無に関わらず、発注者又は利用者等に対して一切の責任を負わないものとする。

(3) 実施日と回数

昼食および夕食の2回の配食サービスを通年で毎日提供するものとする。ただし、事業所の休業等により、実施できない日がある場合は、事前に発注者から承認を得るものとする。

(4) 利用の変更・中止について

利用者からの配達の変更又は中止の連絡については、少なくとも配達日の2日前までは受け付け対応すること。ただし、配達日の前日または当日であっても、受注者が対応可能な場合はこの限りではない。

(5) 利用者負担金の徴収

現金集金又は口座振替により、受注者の責任において適切に利用者から徴収すること。ただし、集金が困難な場合、利用者と受注者にて調整の上、集金方法を決定するものとする。

(6) 再委託について

再委託は、原則行ってはならない。ただし、業務上必要な場合には、発注者に再委託承認申請書を提出し、発注者の承認を得た場合に限り行うことができるものとする。

(7) 報告について

①月次報告書（請求書・利用確認書）を翌月10日までに発注者へ提出するものとする。なお、利用確認書には、利用者の署名又は確認印を必ず徴収すること。

②利用者の停止や廃止が発生した場合は、その都度、発注者へ報告するものとする。

5 業者の変更

利用者は受注者を変更することができる。

6 その他

(1) 申請書等の書類に記載された内容は、仕様書と同等の効力を有し、契約および業務遂行の基準となる。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。